

建設工事における監理技術者等の参加要件の大幅な緩和について

当省発注の建設工事においては、これまで工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の経験を求めていました。

今般、監理技術者等の不足による入札不成立対策、技術者の担い手の確保及び働き方改革等の観点から、令和5年11月15日以降に入札公告または手続き開始の公示を行う建設工事を対象に、次のとおり受注企業の支援を前提として監理技術者等に求める経験の大幅な緩和を行うこととします。

手続きの概要

発注する工事に求める配置予定技術者の「経験」について、次を条件として企業に求める施工実績に比して大幅な緩和を行います。

- ① 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は監理技術者等を支援し、品質を確保する旨の誓約を提出する。
- ② 工事受注者は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出する。

緩和のイメージ図

